

一般社団法人住宅性能評価・表示協会
BELS 評価業務実施規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が、協会会員機関を対象とし、BELS 評価業務を実施するために必要となる事項を定めることを目的とする。

(BELS)

第2条 BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）」第33条の2第2項の規定に基づき定めた「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）」及び2023年9月に公表された「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」に基づき、第三者による評価として協会会員機関がその内容を審査し、申請に係る建築物の省エネ性能を評価する制度である。

(評価業務の実施)

第3条 協会は、協会会員機関がBELS 評価業務を実施するため、次に掲げる事項を記載したBELS 評価業務方法書を定める。

- 一 評価業務の実施方法
- 二 エネルギー消費性能等の表示の方法
- 三 評価業務に係る事務等（必要となる事務処理、評価機関の責務、評価業務の流れ及び必要となる様式等）

(部会等の設置)

第4条 BELS 評価業務に関する運用等の審議を行うために、BELS 部会を協会に設置する。

- 2 前項の部会及びこの他評価業務の実施に必要なWG（ワーキング）等（以下「部会等」という。）の設置は、企画運営委員会がこれを行う。
- 3 前項に定める部会等には、部会にあつては部会長、WG（ワーキング）にあつ

ては主査を置くこととし、各部会等のメンバーから互選により選任する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、企画運営委員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、2014年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。